

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県小田原市曾比1881番地

氏 名 宝栄産業株式会社

〔法人にあっては名称
及び代表者の氏名〕 代表取締役 佐藤 啓二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



許可の年月日 平成 30年 12月 15日
(初回許可年月日 平成 5年 12月 15日)
許可の有効年月日 令和 5年 12月 14日

1. 事業の範囲
(1) 事業の区分
収集運搬（積替・保管を含む。）
(2) 特別管理産業廃棄物の種類
ア 収集運搬（積替・保管を除く。）
感染性産業廃棄物
特定有害産業廃棄物
廃石綿等、金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表1のとおり。）
イ 収集運搬（積替・保管を含む。）
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）
特定有害産業廃棄物
廃水銀等、金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表2のとおり。）
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
裏面記載のとおり
3. 許可の条件
なし
4. 許可の更新及び変更の状況
令和 4年11月22日 変更届出（代表者の変更、山田肇→佐藤啓二）
平成30年12月15日 更新許可
5. 積替え許可の有無 無
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

備考
「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 設置場所 神奈川県小田原市東町5丁目406番地、407番地

・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。） （倉庫内にてドラム缶2段）	保管面積 33.32㎡	最大保管量 21.20m³
・廃油（特定有害産業廃棄物） （倉庫内にてドラム缶2段）	保管面積 8.07㎡	最大保管量 6.40m³
・汚泥（特定有害産業廃棄物） （倉庫内にてドラム缶2段）	保管面積 2.87㎡	最大保管量 2.40m³
・廃水銀等（特定有害産業廃棄物） （倉庫内にて鉄箱3段）	保管面積 1.26㎡	最大保管量 0.43m³

(2) 設置場所 神奈川県小田原市東町5丁目406番地

・廃酸（pH2.0以下のものに限る。） （倉庫内にてドラム缶2段）	保管面積 4.97㎡	最大保管量 4.00m³
・廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。） （倉庫内にてドラム缶2段）	保管面積 4.97㎡	最大保管量 4.00m³



別 表 1

金属等を含む特定有害産業廃棄物

積替保管を含まないものの別表

産廃物の種類 金属等の名称	鉍 さい	ば い じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ	
水銀又はその化合物	○	○	△	△	○	○	○	
カドミウム又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	
鉛又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	
有機燐化合物	△	△	△	△	○	○	○	
六価クロム化合物	○	○	○	△	○	○	○	
砒素又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	
シアン化合物	△	△	△	△	○	○	○	
ポリ塩化ビフェニル	△	△	△	△	—	—	—	
トリクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○	
テトラクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○	
ジクロロメタン	△	△	△	○	○	○	○	
四塩化炭素	△	△	△	○	○	○	○	
1・2-ジクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○	
1・1-ジクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○	
シス-1・2-ジクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○	
1・1・1-トリクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○	
1・1・2-トリクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○	
1・3-ジクロロプロペン	△	△	△	○	○	○	○	
チウラム	△	△	△	△	○	○	○	
シマジン	△	△	△	△	○	○	○	
チオベンカルブ	△	△	△	△	○	○	○	
ベンゼン	△	△	△	○	○	○	○	
セレン又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	
1・4-ジオキサン	△	○	△	○	○	○	○	
ダイオキシン類	△	○	○	△	○	○	○	

備考：「○」は、取り扱うことのできるものを、「—」は、取り扱うことのできないものを示す。



別 表 2

金属等を含む特定有害産業廃棄物

積替保管を含むものの別表

産廃物の種類 金属等の名称	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	
水銀又はその化合物	—	—	—	—	○	—	—	
カドミウム又はその化合物	—	—	—	—	○	—	—	
鉛又はその化合物	—	—	—	—	○	—	—	
有機燐化合物	—	—	—	—	—	—	—	
六価クロム化合物	—	—	—	—	○	—	—	
砒素又はその化合物	—	—	—	—	○	—	—	
シアン化合物	—	—	—	—	○	—	—	
ポリ塩化ビフェニル	—	—	—	—	—	—	—	
トリクロロエチレン	—	—	—	○	○	—	—	
テトラクロロエチレン	—	—	—	○	○	—	—	
ジクロロメタン	—	—	—	○	○	—	—	
四塩化炭素	—	—	—	○	○	—	—	
1・2－ジクロロエタン	—	—	—	○	○	—	—	
1・1－ジクロロエチレン	—	—	—	○	○	—	—	
シス－1・2－ジクロロエチレン	—	—	—	○	○	—	—	
1・1・1－トリクロロエタン	—	—	—	○	○	—	—	
1・1・2－トリクロロエタン	—	—	—	○	○	—	—	
1・3－ジクロロプロペン	—	—	—	○	○	—	—	
チウラム	—	—	—	—	○	—	—	
シマジン	—	—	—	—	○	—	—	
チオベンカルブ	—	—	—	—	○	—	—	
ベンゼン	—	—	—	○	—	—	—	
セレン又はその化合物	—	—	—	—	○	—	—	
1・4－ジオキサン	—	—	—	—	—	—	—	
ダイオキシン類	—	—	—	—	—	—	—	

備考：「○」は、取り扱うことのできるものを、「—」は、取り扱うことのできないものを示す。